

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住所 瀬戸市山の田町 43 番地の 303

氏名 有限会社岩田清掃

代表取締役 岩田 勝次

平成 30 年 2 月 21 日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、次の条件を付して許可します。

平成 30 年 4 月 1 日

東浦町長 神 谷 明 彦



許可の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業 (荷卸し)
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (事業系可燃)
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業区域は、大府市、豊明市とする</li><li>2 事業の区分で定めた荷卸し先は、東部知多クリーンセンターとする</li><li>3 廃棄物の収集運搬時には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定を遵守すること</li><li>4 大府市、豊明市、東浦町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則に定める条項を遵守すること</li><li>5 その他町長が必要と認めた指示事項を遵守すること</li></ol>